

瀬谷中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 26 日 策定
令和 3 年 4 月 1 日 改定

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所などを発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指すため、いじめが起きにくい学校風土づくりに努める。具体的には、授業や行事、部活動などのあらゆる教育活動を通じ、生徒が自己有用感を感じることができるようにする。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう、保護者・地域や関係機関と連携して指導にあたる。
- 「いじめは絶対に許されない」との前提のもと、いじめられている子どもを守りぬくことを表明し、組織的に取り組む。
- 校区小学校と連携し、義務教育 9 年間を通したいじめ防止に取り組む。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

- 学校長、副校長、教務主任、養護教諭、各学年主任、個別級主任、生徒指導専任によって構成される。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。
- 学校いじめ防止対策委員会は、委員長を校長、副委員長を副校長と各学年主任として運営する。

(2) 委員会の運営

- 常設の委員会とし、毎週 1 回定期的に開催する。いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防

- 止対策委員会」を開催する。
- 委員長は、学校として組織的に対応方針を決定する。
- 会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しをする。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

『思いやりの心の育成』を軸に、学校教育活動全般通じて、生徒が安心できる、自己有用感や自己肯定感を感じられる魅力的な学校づくりを推進していく。

(ア) 職員による取組

- 人権教育、道徳教育を推進するとともに、様々な学校行事や体験活動の中で、生徒が他人の気持ちをくみ取り、お互いに協力して物事に取り組む社会性を身につけ、自己有用感を高められるよう、積極的に支援していく。

全学年：体育祭、文化祭、人権学習、人権作文、ボランティア活動

1 年：自然教室、職業講話

2 年：遠足、職場体験

3 年：修学旅行

- 生徒にとってわかりやすく魅力のある授業づくりに努める。

(イ) 生徒による取組

○生徒会本部や委員会活動を通じ、生徒が主体的に「いじめ問題」を考えいじめ撲滅に向けた取組を行うことができるよう、積極的に活動を支援していく。

(ウ) 保護者・地域による取組

○様々な場面でいじめ予防のための見守り活動を積極的に行う。

活動例：朝の挨拶運動、授業参観パトロール、クリーンアップ瀬谷中、体育祭、文化祭 他

(2) いじめの早期発見

- 日ごろから生徒との信頼関係作りに努め、日常的な相談活動等により生徒の悩みや不安、いじめについての相談がしやすいようにする。
- 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、アンテナを高く保ち、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりに取り組んでいく。
- 各学期始めにある教育相談、およびアンケート実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握、早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会を中心として、組織的な対応を徹底していく。
- いじめの正確な実態把握をし、被害生徒については、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的な支援を行う。
- 加害生徒については、生徒の人格の成長を旨とする教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 必要に応じて、警察等の関係機関や専門機関と連携して問題の解決に取り組む。

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員等への研修

- いじめの定義理解を含む研修を行う。
- 児童生徒理解研修の実施。

(6) 地域との協力

- 「学校・家庭・地域連携事業実行委員会」、「主任児童委員との懇談会」や「地区懇談会」などを通じて学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを行う。
- 学校支援隊による日々の見守り活動を行い、学校と学校支援隊との情報交換を密にする。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	備考
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめの定義・児童生徒理解研修、教育相談（アンケート実施）	入学式 学級懇談会① 学校説明会
5月	地域訪問	学級懇談会②
6月	生活アンケート実施	
7月	横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い） 学校・家庭・地域連携事業実行委員会	三者面談①
8月	教育相談（アンケート実施）	
9月		
10月	生活アンケート実施	学級懇談会③
11月		
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート実施） 瀬谷区非行防止サミット参加（中学校ブロックでの話し合い）	三者面談②
1月	教育相談（アンケート実施）	
2月	生活アンケート実施	学級懇談会④ 新入生説明会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（毎週1回・随時） 教育委員会への報告（毎月1回）	

4. 重大事態への対応

- いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。
- 学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。
- 重大事態に対して、事実関係のもと、適切かつ毅然とした対応を組織的に行う。
- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や指導内容について説明する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

- 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。